

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 【審議事項】引継期間中の継続雇用を条件とする支払（IFRS 第 3 号）

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2023 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において審議が行われた「引継期間中の継続雇用を条件とする支払（IFRS 第 3 号）」に関するアジェンダ・ペーパー（以下「AP2」という。）及び議論の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。
2. なお、IASB スタッフが提案する「アジェンダ決定（案）」の仮訳を別紙 1 に、2013 年 1 月アジェンダ決定を別紙 2 に、また関連する IFRS 会計基準を別紙 3 にお示ししている。

## II. 背景及び経緯

3. IFRS-IC は、買収した事業の売手に対する支払が、買収後の引継期間中における売手の継続雇用を条件としている場合、どのように会計処理すべきかについて要望書の提出を受けた。
4. 要望書の提出者は、企業が事業を取得し、取得契約の一部として、売手がその事業の従業員として継続雇用することを要求事項としている事実パターンを説明している。売手の継続雇用は、主要顧客、仕入先、及び従業員との関係（事業の引継ぎ）を含め、売手から新経営陣へ適切にナレッジの移転を行うことを目的とする。売手の義務は事業の引継ぎに限定されるため、新規事業の開発は除外される。（AP2 第 5 項）
5. 売手は、他の経営幹部と同水準の報酬を受け取る。企業は、以下の場合に追加的な支払を行うことにも同意する。（AP2 第 6 項）
  - (1) 取得した事業が一定水準の EBITDA を達成すること
  - (2) 事業の引継ぎを完了するまでの限定された期間（引継期間）において売手が雇用を継続すること
6. 第 5 項(2)の継続雇用条件には「優良／不良離職者」基準が含まれる。要望書の提出者はこれらの基準を以下のように説明している。（AP2 第 7 項）

- (1) 特定の状況（死亡又は障害）又は事業体の同意に基づき雇用が終了した場合、「優良離職者」として退職したものとされ、売手は追加的な支給を受ける権利がある。
- (2) その他のいかなる状況において雇用が終了した場合、「不良離職者」として退職したものとされ、売手は追加的な支払を没収される。
7. 要望書の提出者は、2013年1月アジェンダ決定「IFRS 第3号『企業結合』－継続雇用」（以下「2013年1月アジェンダ決定」という。本資料の別紙2参照。）は、雇用が終了した場合に条件付支払が自動的に失効される取決めを取り上げていることを付記している。2013年1月アジェンダ決定では、IFRS第3号「企業結合」（以下「IFRS第3号」という。）のB55項(a)を適用すると、条件付支払は勤務の条件が実質的でない場合を除き買収のための追加的な対価ではなく、結合後の勤務に対する報酬であるというIFRS-ICの結論を説明している<sup>1</sup>。（AP2第8項）
8. 前項のとおりにもかかわらず、要望書の提出者は、要望書で説明されているような事実パターンにおいて次の内容があてはまるかどうかを質問しているとされる。（AP2第9項）
- (1) 企業は、取引の「実質」の分析に基づき、次の①と②の間で追加的な支払の会計処理を分割することができるか。
- ① 結合後の勤務に対する報酬
- ② 企業結合に対する追加的な対価
- (2) 企業は、優良／不良離職者基準に基づく支払について、売手の雇用が終了したときに「自動的に失効する」とみなすか。

### III. アウトリーチ結果の概要

#### 情報要請

9. IASBは、会計基準設定主体国際フォーラム（International Forum of Accounting Standard Setters）のメンバー、証券規制当局、大手会計事務所に以下の情報を提供す

---

<sup>1</sup> IFRS第3号B55項(a)は、「雇用が終了すると自動的に支払が失効するという条件付対価契約は、企業結合後の勤務に対する報酬である。」としている。

るよう情報要請を行った<sup>2</sup>。(AP2 第 11 項から第 13 項)

- (1) 要望書に記載されているような事実パターンが一般的かどうか。
- (2) そのような事実パターンが一般的である場合、
  - ① 繼続雇用を条件とする支払が企業にとって一般的に重要なものかどうか。
  - ② どの法域や業界で、事実パターンが一般的であるか。
- (3) 企業がこれらの支払をどのように会計処理するか。特に、企業が 2013 年 1 月アジェンダ決定に記載された会計処理を適用するかどうか。すなわち、企業は、これらの支払を企業結合後の勤務に対する報酬として認識しているか。

## アウトリーチからの発見事項

### (事実パターンが一般的であり重要であるか)

10. 大多数の回答者は、要望書に記載されているような事実パターンは多くの法域で一般的であると述べている。少数の回答者は見解が分かれしており、いくつかの法域ではそのような事実パターンは一般的ではないと報告している。(AP2 第 14 項)
11. 支払の重要性に関して、大多数の回答者は、継続雇用を条件とする支払は一般的に重要性があるか影響を受ける企業にとって重要性があり得ると述べている。これらの支払いが一般的に重要であるかどうかについては、少数の回答者で見解が分かれている。  
(AP2 第 15 項)
12. 特定の業界において一般的かどうかに関して、大多数の回答者は、要望書に記載されているような事実パターンは多くの業界において一般的であると述べている。数名の回答者は、事実パターンは専門的な技術的知識を必要とする業種や顧客との関係又は人的資本に大きく依存する業種で特に一般的であると述べている。回答者が様々な業種について言及しているが、大多数の回答者は、このような事実パターンはテクノロジー分野で一般的であると述べている。数名の回答者はまた、このような事実パターンはスタートアップ企業を取得する企業や所有者も事業を経営している中小規模の企業に最も一般的であると述べている。(AP2 第 16 項)

---

<sup>2</sup> IASB は 19 件の回答を受け取っており、内訳は大手会計事務所から 7 件、会計基準設定主体から 10 件、証券規制当局から 1 件、証券規制当局の集団を代表する組織から 1 件であった。

13. 少数の回答者は、要望書に記載された事実パターンの多様性を観察したと述べている。例えば、継続勤務を条件とする支払が非支配持分を対象とするプット・オプションやコール・オプションに組み込まれている場合や、雇用が終了した場合に支払いの一部のみが失効するような場合が観察されている。(AP2 第 17 項)

**(企業はどのように継続雇用に係る条件付支払を会計処理するか)**

14. すべての回答者は、企業は 2013 年 1 月アジェンダ決定で説明されている会計処理を適用している、あるいは一般的に適用していると述べている。すなわち、企業はこれらの支払を結合後の勤務に対する報酬として認識していると述べている。また、多数の回答者は、彼らの法域においてこのような支払を企業がどのように会計処理するかについて多様性はないと述べている。少数の回答者は、規制当局や監査人が 2013 年 1 月アジェンダ決定で説明されている会計処理の取扱いを強制しており、会計事務所が公表したそのような取扱いを規定するガイダンスを参照していると述べている。しかし、ある回答者は、回答者の法域のある実務家の見解によると、企業の判断によってその支払が事業の対価とみなされる可能性があるとも報告している。(AP2 第 18 項)
15. 数名の回答者は、数名の利害関係者が 2013 年 1 月アジェンダ決定を一部の状況で適用することによる会計処理の結果に同意していないと述べている。彼らの見解では、そのような会計処理の結果は必ずしも取決めの経済的実質を反映するものではなく、企業が割安購入からの利益を認識する結果になる可能性さえある<sup>3</sup>。一方、ある回答者は、当該支払は企業結合で取得した資産に対する補償ではなく受領した勤務に対する報酬であるため、会計処理の結果は適切であると述べている。例えば、その回答者は、ナレッジが労働力ではなく少数の従業員に基づいている場合、売却する株主が事業を去ればそのようなナレッジは失われると述べている。(AP2 第 19 項)
16. また、少数の回答者は以下のとおり述べている。(AP2 第 20 項)
- (1) 少数の企業は、これらの支払を結合後の勤務に対する報酬として認識することを避けようとする。しかし、そのようにするのは不可能である。
  - (2) 企業は、異なる会計処理の結果を達成するために要望書で説明された事実パターンと異なる買収を組成しようとする。
  - (3) 経営陣は、時にはそのような取決めの会計処理を見落とすことがあり、その結果、過年度の誤謬を訂正するための修正再表示が行われる。

---

<sup>3</sup> IFRS 第 3 号第 34 項～第 36 項参照。

17. 少数の回答者は、IFRS-IC はすでに継続雇用を条件とする支払の会計処理に取り組んでいると述べており、この論点の検討を再開することへの懸念を表明している。(AP2 第 21 項)

## IV. 2023 年 9 月の IFRS-IC 会議

### IASB スタッフの分析及び提案

#### (基準設定プロジェクトを作業計画に追加すべきか)

18. デュー・プロセス・ハンドブックの第 5.16 項は、基準設定プロジェクトを作業計画に追加するかどうかを決定する際に IFRS-IC が検討する基準を示している。第 5.16 項(a)に含まれる一つの基準は「その問題が広がりのある影響を有し、影響を受ける人々に重要性のある影響を与えていたり又は与えると予想される。」というものである。(AP2 第 22 項)

19. IASB スタッフはアウトリーチの結果、要望書において説明された事実パターンについて、継続雇用を条件とする支払をどのように会計処理するかに重要な多様性を示していないとしている。企業は、2013 年 1 月アジェンダ決定に記載されたとおり、支払を結合後の勤務に対する報酬として会計処理する。これらの結果は、「現在の実務は、… 2013 年 1 月アジェンダ決定に権威付けられている。」という提出者の意見とも一貫しているとされた。(AP2 第 23 項)

#### (本論点に関するこれまでの議論)

20. 2013 年 1 月アジェンダ決定では次のとおりとされている。(AP2 第 26 項)

解釈指針委員会は、IFRS 第 3 号は、会計基準のコンバージェンスを促進するための IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) の共同の成果の一環であることにも留意した。解釈指針委員会は、FASB 基準書第 141 号(R)「企業結合」の適用後レビューが進行中であり、FASB 基準書第 141 号(R)の適用後レビューの完了後に、この問題に関する作業について FASB と連携する機会があるとの助言を受けた。したがって、解釈指針委員会は、現時点では、この問題をアジェンダに追加せず、FASB 基準書第 141 号(R)の適用後レビューの完了後にこの論点を再検討することを決定した。

21. IASB は 2013 年 1 月アジェンダ決定の公表後、IFRS 第 3 号の適用後レビューの一環として IFRS 第 3 号 B55 項(a)の要求事項を再検討するという利害関係者の要望を検討し

ており、2015年6月に公表された適用後レビューのフィードバック・ステートメントには、寄せられたメッセージの要約とIASBの対応が次のとおり示された。(AP2 第27項)

**寄せられたメッセージ** 多くの参加者は、IFRS第3号B55項(a)にある、売却株主が従業員となる、または従業員として継続する状況における売却株主への条件付支払に関するガイダンスを再検討するようIASBに要請した。この項は、雇用が終了した場合に条件付支払が失効する取り決めは、買収後の報酬として扱われることを義務付けているように見えると指摘している。彼らの見解では、これは個別に決定的なルールとすべきではなく、そのような条件付支払を買収で移転された対価の一部として扱うべきか、買収後の費用として扱うべきかを評価する際に考慮すべき指標の一つとすべきである。

**IASBの対応** この問題は重要性が低いと評価した。ほとんどの場合、これらの支払は買収後の費用であると考える。しかしながら、2015年アジェンダ協議で寄せられた意見によって、例えば、どのような状況において、これらの支払が買収に際して移転された対価とみなされるべきかを調査することなどして、我々はこの問題に取り組むことができる。

22. IASBは、2015年アジェンダ協議においても、最近終了した第3次アジェンダ協議においても、この問題を最優先事項とはしていない。IASBスタッフの見解では、要望書に含まれる情報にも、IASBの情報要請で得られた情報にも、IASBがまだ考慮していない情報は含まれていないとしている。(AP2第28項)

#### (IASBスタッフの提案)

23. 以上の分析により、IASBスタッフは、IFRS-ICが基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを提案している。その代わりに、IFRS-ICが基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないと決定した理由を説明する暫定的なアジェンダ決定(本資料別紙1参照)を公表することを提案している。(AP2第24項から第25項、及び第29項)

#### IFRS-IC会議での議論の概要

##### (基準設定プロジェクトの作業計画への追加について)

24. IFRS-IC会議に参加した委員14名の全員が基準設定プロジェクトを作業計画に追加し

ないとする IASB スタッフの提案に賛成した。

25. 多くの委員は会計上の結論は明確であり、この件に関する実務の多様性は無いとするスタッフの分析に同意した。
26. 一部の委員からは 2013 年 1 月アジェンダ決定が明確な結論を示していないため、条件付支払を取得の追加対価として会計処理することを禁止していないことを示唆しているように読めるのではないかという懸念が示された。

#### (アジェンダ決定案の記載内容について)

27. アジェンダ決定案で説明されている基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないと判断した理由の記載内容について、IFRS-IC 会議に参加した委員 14 名の全員が賛成した。
28. 数名の委員からは、2013 年 1 月アジェンダ決定において分析と結論が明確に示されていることを評価し、繰り返し記載することは必要ないとする意見が聞かれた。
29. ある委員は、この論点が IASB の作業計画に載せるほど重要ではないことを強調するため、2013 年 1 月アジェンダ決定が公表された時点で IASB は優先度が高い論点と認識していなかったことについて追記することを提案した。
30. 議長からは、明示的な会計上の結論や前項の追記を行う事はアジェンダ決定が会計処理に関する分析を行っているような印象を与える可能性があるとし、採決にあたってアジェンダ決定（案）に大きな変更を加えないことが提案された。
31. なお、一部の委員から事実パターンを明確化するための提案があり、エディトリアルな修正として反映されることが同意された。

## V. 日本におけるアウトリーチの状況

32. 本論点については、IASB スタッフから企業会計基準委員会への論点の照会（アウトリーチ）があり、本資料第 9 項に示した IASB からの情報要請に基づき我が国における関係者に対して実施した質問とその回答は次のとおり

#### 質問(1)

要望書に記載された事実パターンは一般的ですか。

## 回答(1)

33. 2名の監査人及び1名の作成者は、要望書に記載された事実パターンは一般的ではないと回答した。このうち1名の監査人は、日本企業の在外子会社が類似した取引を行う可能性はあると回答した。
34. 別の2名の監査人は、継続雇用に係る条件付支払契約自体は、一般的に行われていると回答した。

## 質問(2)

質問1に対する回答が「はい」である場合、

- (1) 継続雇用を条件とする支払は一般的に重要ですか。
- (2) 法域や業界で、どのような事実パターンが一般的ですか。
- (3) 企業はこれらの支払をどのように会計処理していますか。特に、2013年1月のアジェンダ決定「継続雇用」(IFRS第3号「企業結合」)に記載された会計処理を適用していますか。すなわち、これらの支払について企業結合後のサービスに対する報酬として認識しているのかご説明下さい。

## 回答(2)

35. 継続雇用に係る条件付支払契約自体は一般的であると回答した監査人のうち1名は、この支払は一般的に重要であると指摘した。
36. 一方、もう1名の監査人は、このような支払は重要な影響を有するものとはなっていないと回答した。
37. 継続雇用を条件とする支払の会計処理について、2名の監査人はそのような支払は一般的に報酬として認識されるか、2013年1月のアジェンダ決定の会計処理が適用されていると回答した。

以上

## 別紙1 IASBスタッフが提案する「アジェンダ決定（案）」の仮訳

### 引継期間中の継続雇用を条件とする支払（IFRS第3号「企業結合」）

委員会は、取得企業が買収した事業の売手に対する支払が、買収後の引継期間中における売手の継続雇用を条件としている場合どのように会計処理すべきかについて要望書を受け取った。

#### 事実パターン

要望書に記載された事実パターンは次のとおりである。

- (a) 企業が事業を買収し、買収契約の一部として、売手に事業の従業員として継続雇用を要求する。売手の継続雇用の目的は、売手から新たな経営陣への適切なナレッジの移転を確保することである（事業の引継ぎ）。
- (b) 売手は、引継期間中のサービスに対して他の経営幹部と同水準の報酬を受ける。企業は、また、売手に対して、買収した事業の業績と事業の引継ぎを完了するための限定的な期間中に売手の継続雇用の双方を条件として追加的支払いに合意している。
- (c) 特定の状況（例えば、死亡や障害）、または企業との合意により雇用が終了した場合、売手は追加的な支払いを受ける権利がある。追加的な支払いは、その他の状況のより雇用が終了した場合、失効する。

#### 発見事項

委員会が（今までに）収集した証拠によると、要請書に記載されているような事実パターンにおいて、継続雇用を条件とする支払の会計処理に大きな多様性があるということは示唆されていない。これらの事実パターンでは、企業はアジェンダ決定「株主への条件付支払と継続雇用」（2013年1月公表）に記載された会計処理を適用し、当該支払について勤務状況が実質的でない場合を除き、追加的な取得対価ではなく、買収後のサービスに対する報酬として会計処理を行っている。

#### 結論

この発見事項に基づいて、委員会は要望書に記載された事項が広範な影響を及ぼすことはないと結論づけた。その結果、この基準開発プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

## 別紙2 2013年1月アジェンダ決定

### 「IFRS 第3号『企業結合』—継続雇用」

解釈指針委員会は、売却株主が従業員となる（又は引き続き従業員となる）状況において、売却株主への条件付支払について IFRS 第3号「企業結合」に従った会計処理に関するガイダンスを求める要望を受けた。要望提出者は、IFRS 第3号のB55項(a)が次の判定の決め手となるかどうかについて解釈指針委員会に明確化を求めた。その判定とは、雇用の終了時に失効する従業員への支払は、結合後の勤務に対する報酬であり、取得の対価の一部ではないというものである。質問が生じたのは、B55項は(a)から(h)のサブパラグラフを指標として導入しているが、B55項(a)では、記述された契約は結合後の勤務に対する報酬であるという結論的な文言を使用していると要望提出者が主張したことによるものである。

解釈指針委員会は、雇用が終了すると条件付支払が自動的に失効する契約は、その契約が取得に対する追加の対価ではなく、結合後の勤務に対する報酬だという結論となると考えた（勤務状況が実質的でない場合を除く）。解釈指針委員会は、IFRS 第3号のB55項(a)で使用される結論的な文言に基づいてこの結論に至った。

解釈指針委員会は、IFRS 第3号は、会計基準のコンバージェンスを促進するためのIASBと米国財務会計基準審議会(FASB)の共同の成果の一環であることにも留意した。解釈指針委員会は、FASB 基準書第141号(R)「企業結合」の適用後レビューが進行中であり、FASB 基準書第141号(R)の適用後レビューの完了後に、この問題に関する作業について FASB と連携する機会があるとの助言を受けた。

したがって、解釈指針委員会は、現時点では、この問題をアジェンダに追加せず、FASB 基準書第141号(R)の適用後レビューの完了後にこの論点を再検討することを決定した。

### 別紙3 関連する IFRS会計基準（IFRS第3号：抜粋）

#### 何が企業結合取引の一部であるかの判定

[参照：設例IE54項からIE71項]

- 51 取得企業と被取得企業は、企業結合の交渉が始まる前からの関係又は他の取決めを有していたり、交渉中に企業結合とは別の取決めを行ったりすることがある。いずれの場合にも、取得企業は、取得企業と被取得企業（又は以前の所有者）が企業結合で交換したものの中の一部ではない金額、すなわち、被取得企業にとっての交換取引の一部ではない金額を識別しなければならない。取得企業は、取得法を適用する一環として、被取得企業に関する移転された対価及び被取得企業に関する交換で取得した資産と引き受けた負債のみを認識しなければならない。別個の取引は、関連する IFRSに従って会計処理しなければならない。[参照：結論の根拠BC115項からBC124項]
- 52 企業結合前に、主として被取得企業（又は旧所有者）の便益のためではなく、取得企業により若しくは取得企業に代わって又は主として取得企業若しくは結合後企業の便益のために実行された取引は、別個の取引である可能性が高い。取得法の適用に含まれない別個の取引の例は、次のとおりである。
  - (a) 取得企業と被取得企業の間の以前からの関係を実質的に清算する取引 [参照：結論の根拠BC122項]
  - (b) 将来の勤務に関し、被取得企業の従業員又は旧所有者に報酬を与える取引 [参照：結論の根拠BC123項]
  - (c) 取得企業による取得関連コストの支払に関し、被取得企業又は旧所有者に補填する取引 [参照：結論の根拠BC123項]

B50項からB62項では、関連する適用指針を示している。

## 何が企業結合取引の一部になるか決定すること (第51項及び第52項の適用)

B50 取得企業は、ある取引が被取得企業にとっての交換取引の一部になるかどうか、又は当該取引が企業結合と別個のものかどうかを決定するために、次の要因を考慮しなければならない。これらは、相互に排他的なものではなく、単独で決定的となるものでもない。[参照：設例IE58項からIE60項]

- (a) 取引の理由——企業結合の当事者（取得企業及び被取得企業、並びにその所有者、取締役及び経営者、及びその代理人）が特定の取引又は契約を実行する理由を理解することにより、移転された対価及び取得した資産、又は引き受けた負債の一部になるかどうかの洞察が得られる場合がある。例えばある取引が、主に被取得企業又は企業結合前の旧所有者の便益のためではなく、取得企業又は結合後企業の便益のために取り決められたものである場合には、支払われた取引価格（及び関連する資産又は負債）の当該部分は、被取得企業にとっての交換取引の一部となる可能性は低い。したがって、取得企業は当該部分を企業結合とは区別して会計処理する。
- (b) 誰が取引を主導したか——誰が取引を主導したかを理解することによっても、取引が被取得企業にとっての交換取引の一部になるかどうかの洞察が得られる場合がある。例えば、取得企業が主導する取引又はその他の事象が、被取得企業又は企業結合前の旧所有者が受領する便益がほとんど又は全くなしに、取得企業又は結合後企業に対して将来の経済的便益を提供する目的で実行されるかもしれない。他方、被取得企業又は旧所有者が主導した取引や契約は、取得企業又は結合後企業の便益のためである可能性は低く、企業結合取引の一部である可能性の方が高い。
- (c) 取引の時期——取引の時期からも、ある取引が被取得企業に関する交換取引の一部となるかどうかの洞察が得られる場合がある。例えば、企業結合の条件の交渉中に発生した取得企業と被取得企業の間の取引は、企業結合が取得企業又は結合後企業に将来の経済的便益をもたらすことを意図して実行される場合がある。その場合には、被取得企業又は企業結合前の旧所有者は、結合後企業の一部として受け取る便益は別として、当該取引から便益をほとんど又は全く受け取らない可能性が高い。

**従業員又は売却株主に対する条件付支払の契約（第52項(b)の適用）**

B54 従業員又は売却株主に対する条件付支払の契約が、企業結合における条件付対価となるのか、又は別個の取引となるのかは、契約の性質に依存する。取得契約に条件付支払の条項が盛り込まれている理由、誰が取引を主導したか、及び当事者がいつ契約を締結したかを理解することは、契約の性質の評価に役立つ場合がある。[参照：B50項]

B55 従業員又は売却株主に対する支払契約が、被取得企業にとっての交換取引の一部となるのか、又は企業結合とは別個の取引となるのかが明確ではない場合には、取得企業は次の指標を考慮しなければならない。

- (a) **継続雇用** ——主要従業員となる売却株主による継続雇用の条件は、実質的に条件付対価契約を示すものかもしれない。継続雇用の適切な条件は、雇用契約、取得契約又はその他の書類に盛り込まれている場合がある。雇用が終了すると自動的に支払が失効するという条件付対価契約は、企業結合後の勤務に対する報酬である<sup>E16</sup>。雇用の終了によって影響を受けない条件付支払の契約は、報酬ではなく追加的な対価であることを示しているかもしれない。

(以下、略)

以上